

令和3年4月

お客さま 各位

平塚信用金庫

預金規定等の電子化のお知らせ

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、SDGs（持続可能な開発目標）の取組みの一環として、紙使用量の削減のために令和2年4月より預金規定等の電子化を行っています。

電子化により、当金庫ホームページにて最新の各種預金規定等をご確認いただけるようになりましたので、電子化した預金規定等は、窓口での配布を終了させていただいております。

なお、書面による預金規定等をご希望されるお客さまにおかれましては、窓口にてお渡しいたしますので、窓口担当者にお申し付けください。

記

1. 電子化対応した預金規定等

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 流動性預金規定集 | (6) 休眠預金等活用法に係る預金規定集 |
| (2) 当座勘定規定（一般用） | (7) キャッシュカード規定 |
| (3) 当座勘定規定（専用約束手形口用） | (8) 振込規定 |
| (4) 定期預金等規定集（証書・通帳兼用） | (9) 財産形成預金規定集 |
| (5) 定期積金・通知預金取引規定集 | (10) 未利用口座管理手数料規定 |

2. 預金証書裏面記載事項のお読み替えについて

預金証書の裏面には、「くわしくは別途お渡ししました規定集をご覧ください。」と記載されていますが、「くわしくは当金庫のホームページ掲載の規定集をご覧ください。」とお読み替えいただきますようお願い申し上げます。

以上

TRbank Hiratsuka
平塚信用金庫